

○岸地域づくり推進室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を開催させていただきます。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、こちらの会場とオンライン会場システムを活用しての実施とさせていただきます。また、動画配信システムでのライブ配信により一般公開もさせていただきます。

本日の出欠ですが、佐藤構成員、田中構成員、沼尾構成員、原田構成員、望月構成員から御欠席との連絡をいただいております。

また、事務局のほうでございますが、間老健局長は別の公務の都合により欠席させていただきますことを御了承いただければと思います。

報道関係の皆様、冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○岸地域づくり推進室長補佐 それでは、以降の進行は栗田座長にお願いしたいと思います。

○栗田座長 それでは、議事に入ります。

本日は、議事次第にありますとおり、本検討会の中間整理の取りまとめと総合事業の充実のための工程表について議論を行います。

まず、本日の資料と会議の運営方法について、事務局からお願いいたします。

○岸地域づくり推進室長補佐 それでは、お手元の資料と、会議の運営方法の確認をさせていただきます。会場にお越しの皆様におかれましては、資料を机上に御用意させていただきます。オンラインにて御出席の構成員におかれましては、お送りしております資料を御覧いただければと思います。

次に、発言方法につきまして、オンラインで御出席の構成員の皆様には、画面の下にマイクのアイコンが出ています。会議の進行中は、基本的に皆様のマイクをミュートにさせていただきます。御発言をされる際には、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックいただき、座長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除して御発言ください。御発言が終わりました後は、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を降ろす」をクリックいただき、併せて再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

発言の希望の御意思が座長に伝わっていないと思われる場合は、オンライン会議システムのチャット機能等で会場へ御意志をお伝えいただくことも可能ですが、原則としては「手を挙げる」機能にて意思表示をお願いいたします。チャット機能等で記載いただいた内容につきましては、オンラインの画面に表示されますので御承知おきください。

以上でございます。

○栗田座長 ありがとうございます。

それでは、議論を始めたいと思います。本検討会では、昨年12月に取りまとめられました社会保障審議会介護保険部会の意見におきまして、「総合事業の充実のための方策の検討を早急に開始し、令和6年度からの第9期事業計画期間を通じて工程表を作成しつつ、集中的に取り組む」べきとされたことを受けまして、議論を進めてまいりました。

これまで構成員の皆様には様々な御意見を頂戴し、今回は中間整理の骨子についての御議論をいただいたところ、これまでの議論を踏まえ、私と事務局で相談し、資料1と資料2のとおり中間整理と工程表の案を作成しておりまして、本日はこれを基に議論を進めてまいります。

それでは、資料1と2について、事務局より簡潔に説明をお願いいたします。

○岸地域づくり推進室長補佐 ありがとうございます。

本日、資料1と資料2という形でお配りさせていただいております。まずは資料2の中間整理の案ということで、骨子から赤字部分を修正させていただいておりますので、修正箇所を中心に御説明させていただければと思います。

まず、資料2、1ページ目の1の3つ目の丸でございますが、「高齢者を含む地域住民」としていたところですが、やはり多世代の力が重要ということで、「多世代の地域住民」という形で明確化させていただいております。また、住民活動、産業とのつながりを持つような地域運営組織のような例示も含めさせていただきました。

その下の下の5つ目の丸でございますけれども、市町村の役割について、前回第4回でも様々な御議論、御意見を頂戴いたしまして、市町村の役割ということを書かせていただきました。読み上げさせていただきますと、その際、市町村は、地域の高齢者にサービスを提供するという立場を超えて、地域の多様な主体が持つ多様な価値判断を踏まえつつ、ファシリテーションの役割を担いながら多様な主体との対話を重ねることで規範的統合を進めていく。その上で、それぞれの主体がそれぞれの目標に向かって自らの意思で行動を起こすこと。そして、その中でその力を発揮しながら、地域の中での共創というものを実現していただくよう、プロジェクトマネージャーとしての役割を発揮することが求められるとさせていただきました。

次のページになります。2ページ目ですけれども、上から2つ目の丸ですが、「地域共生社会」の実現や地域の活性化について、より具体的・入念的に要支援者の支援の充実だけではなく、高齢者が地域包括ケアシステムの中で自助・互助・共助・公助の仕組みのつながりの中で医療・介護・福祉の専門職の力を活用しながら、高齢者が御自身の力を発揮して自立した日常生活を送ることのできる社会の実現、このように入念的に書かせていただいております。

2ページ目一番下の丸でございますけれども、様々な産業等々のつながりの中で、そこと住民活動との関わり、住民活動と相乗的に高め合いながら地域づくりの活性化を進めて

いくということに記載させていただいております。

3 ページでございます。3 つ目の丸でございますけれども、市町村の皆様がこの総合事業の本検討会でまとめた中間整理の考え方をしっかりと継続的に理解できるように、国があらゆる機会を通じて考え方なり手法なりを発信していくべきであるという御意見をいただきましたので、そこについて記載をさせていただいているところでございます。

また、3 ページ目一番下のⅡの1の2 つ目の丸でございますけれども、現在のサービス A、B、C、D の分類につきまして、A、B、C、D と並んでいることでこの全てを実施しないといけないと市町村の皆様が誤認されているという御意見をいただきましたので、明記させていただいているところでございます。

続いて、4 ページ目の2 つ目の丸になりますが、市町村の皆様がきちんとこれから中間整理で示すような高齢者の目線に立ったコンセプトを軸とする類型の例示、あるいは様々な高齢者の保健事業、保険外サービスなどを柔軟に組み合わせたサービス・活動のモデルをこれから示していくに当たって、それを市町村の皆様が総合事業に反映する際、地域の高齢者の皆様にどのような生活課題があるのか、あるいは実際にどのような活動を現在していっているのかといったことを把握することが重要であること、さらには総合事業のみならず、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などのいわゆる地域支援事業の中の様々な他の事業に加えまして、さらに住まいの支援、意思決定支援、権利擁護、様々な高齢者を支える取組と総合事業が連動していくような形づくりをしていくことが重要と書かせていただきました。

その下の丸でございますが、総合事業の中にもサービス D という形で移動・外出支援の御用意はさせていただいておりますが、なかなかこれが普及していかないという現実を踏まえまして、これをより一層普及していくための方策についての検討が必要であると書かせていただいております。

続きまして、5 ページ目一番下、3 の上の丸、多様な主体が総合事業に参入することにより、高齢者の皆様の選択肢の拡大、あるいはアクセス機会の向上というものを進めていくという中間整理の考え方を踏まえまして、多様な主体の皆様が総合事業に参入する際に、そうした介護の領域以外の方たちに総合事業の目的というものの共有を図り、かつ、事業の継続性であったり、質の確保ということをしっかり行う観点から、医療・介護専門職、職能団体、関係団体との連携が重要であるということを明記させていただいております。

続きまして、7 ページに飛びますが、一番上の丸でございます。本中間整理の中では介護予防ケアマネジメントの充実等々についていろいろと書かせていただいておりますけれども、この介護予防ケアマネジメントをしっかり実践していく皆様が介護予防というものの本質、概念をきちんと理解できるように、例えばマニュアルの整備であったり、研修体系の構築といったものの方策について、今後、検討が必要であるということ述べさせていただきます。

最後に、4 番になりますけれども、本検討会は総合事業の評価、あるいは効果の検証と

いうことについて様々な御議論をいただいたところでございます。その際、7ページ目の下から2つ目にありますような高齢者お一人お一人の介護予防、社会参加、あるいは自立した日常生活の継続といった観点、さらに高齢者の皆様の地域生活の選択肢がきちんと拡大されているのかという観点、さらに地域づくりというものがきちんと進んでいるか、さらに総合事業と介護サービスを一連のものとして地域の介護サービスを含む必要な支援を継続的かつ計画的に提供するための体制づくりといった4つの観点が必要であるということについては骨子の段階で確認させていただきましたが、具体的な評価指標の項目の検討につきまして、最後の丸に記載させていただいています。読み上げますと、本中間整理による取組の実施状況も踏まえながら、総合事業が利用者の自立支援に適切につながっているかなどの効果を可視化するための検討をまず進めさせていただいた上で、その効果というものについてもきっちりと踏まえながらプロセスの部分を適切に評価することが重要である。

さらに、従前相当サービス、多様なサービスのそれぞれに求められるものをきちんと明らかにしていくこと、あるいは他の施策との連動も視野に入れていくといった観点を念頭に置いた上で検討を進めていくことが適当とさせていただいております。また、その際、評価指標を定めていくことが地域住民の皆様の主体的な活動を阻害することのないような配慮も必要であると御意見を頂戴いたしましたので、そちらについても書かせていただいたところです。

こちらの本文について、資料2で修正箇所を説明させていただきました。

資料1につきましては、今、御説明させていただきましたような本文の修正趣旨を踏まえまして、赤字の部分で修正を加えさせていただいております。こちらについては右の図、特に市町村の役割というものについては前回、非常にデザインの部分に御意見をいただきましたので、きちんと市町村が地域を支えるという、あるいはプロデュースしていくという概念を明記させていただいております。

3ページ目につきましては、前回の骨子から修正はございません。

4ページ目につきましては、左下の高齢者一人一人の生活支援も重要であるということを明記させていただいております。

また、5ページ目につきましては、移動・外出支援の部分について、中間整理本文の修正を踏まえまして追記させていただいております。

次のページですけれども、先ほど座長からもおっしゃられましたとおり、今回、中間整理を取りまとめた上で、第9期計画期間における総合事業の充実に向けた工程表についてもこの検討会の中で御議論いただければと思っております。具体的には7ページ目になります。青が国のやるべきこと、赤っぽいところが都道府県のやるべきこと、オレンジの部分が市町村のやるべきことという形で、特に制度、法令等の改正事項を中心に記載させていただいております。多様なサービスの充実による利用者の選択肢の拡大ということにつきましては、中間整理の中にも記載があります対象者モデル、あるいは評価指標の検討と

いうものを進めさせていただいて、告示、ガイドライン等の改正を進めていく。それをまたさらにインセンティブ交付金、あるいは伴走的支援のような形で支援させていただくということを書かせていただいています。

これを踏まえて、市町村の皆様におかれましては、例えば対象者モデルの検討、見込み量の検討、どのように具体化していくかということを段階的に取り組んでいただいて、第10期計画に反映していただくような流れを想定しております。

また、継続利用要介護者の方のサービス利用の範囲の拡大というところもこの検討会にございますので、そちらについても書かせていただいているところです。

また、下から2つ目の段でございますけれども、多様なサービスを様々な市町村さんがやりやすいように、運営モデルというものをこれからまた詳細に検討させていただきます。また、介護予防ケアマネジメントの手法につきましても、より市町村の皆様に分かりやすいような形で構成を進めさせていただきまして、告示、ガイドラインの改正等を進めていくような形にしております。

また、生活支援体制整備事業の充実についても中間整理の中で触れられておりますので、地域支援事業の基準単価の見直し等々も進めさせていただき、こちらの縦に伸びておるところですが、新たな地域づくり戦略という形でより市町村の皆様が分かりやすく、かつ、具体化しやすいような戦略を国として示すという工程を記載させていただいております。

また、効果の検証につきましても、これから始まる第9期の集中的な取組期間における市町村の皆様や国の様々示していくことも踏まえまして、取組の状況も踏まえながら、より一層の具体化を検討していくというまとめをさせていただきました。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○栗田座長 ありがとうございました。

それでは、皆様から中間整理案と工程表案について御意見をいただきたいと思っております。御意見等がございましたら挙手をお願いしたいと思っておりますが、会場の方は挙手、オンラインの方は「手を挙げる」機能を使用していただき、私の指名により発言を開始していただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。御意見などはございますでしょうか。

では、柳構成員からどうぞ。

○柳構成員 ちょっと細かいかもしれませんが、4ページの一番上の丸の「サービスのコンセプトを軸とする類型の例示」という表現なのですけれども、趣旨は別におかしくはないのですが、今まで市町村にA、B、C、Dという類型にこだわってきた人たちが新たに出されたものの中にまた類型という言葉が入っていると、「結局は何か国にパターンを示してもらって、それに従ってやるのね」と誤解するのではないのかなど。類型という言葉よりも、例えば「事業の進め方の例示」という表現なり、類型という言葉に多くの市町が引っかかってきたというか、縛られてきたという反省があるところにもう一度別の類型を出すのということで、表現的に何か言葉をお考えいただけたら。

それとリンクした形でこの丸の中の「事業の類型を検討することが必要である」というところも、本来は事業を類型に縛るのではなくて、何らかのその事業の目的や内容、ある意味では類型に縛られず、その市町がその事業をどんな目的とどんな内容で進めるかというのは非常に多様であるということなので、類型という言葉を入れてしまうと市町を新たに縛るのみたいな誤解を生むのかなと思うので、ちょっとここは表現をもうちょっと類型という言葉から脱したほうが、市町の頭を軟らかくできるのではないかなと考えました。

○栗田座長 趣旨はよく分かりました。これまでもA、B、Cの類型に縛られてきたので、さらに新たな類型化という感じがしますね。

これについては事務局から何かございますでしょうか。

では、和田課長、お願いいたします。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 おっしゃるとおりだと思いますので、表現をぶり含めて検討させていただければと思っております。

○栗田座長 何という言葉がいいでしょうかね。在り方とか何かでしょうかね。ありがとうございます。

それでは、高橋構成員、よろしく申し上げます。

○高橋構成員 ありがとうございます。

1 ページ目の基本的な考え方で、総合事業を市町村が中心になって進めていくということ強調されたのがよかったと思います。ただ、市町村を核とした支援体制の充実・強化を図るものとして生活支援体制整備事業があるのだろーと思っっているのですけれども、中間整理案では生活支援コーディネーターや協議体の記述が非常に少ないのが少し気になっています。

1 ページ目の5つ目の丸で「市町村は」から「地域づくりのプロジェクトマネージャーの役割を発揮する」というのがありますけれども、ここに生活支援コーディネーターを加えられないかと思っています。例えば市町村は生活支援コーディネーターと共にということにすると、生活支援コーディネーターの励みにもなるのではないかなと考えております。

それと、5 ページ目の下から1つ目の丸ですけれども、「こうした取組に加え」から「事業内容の検討を行う」の部分について、ここが少し分かりにくいかなと思っています。具体的に何を検討するのかを記述したほうがいいのかなと思っています。このことについては現在の仕組みとしてある協議体の役割とも関わるのではないかとも思いますので、協議体についても触れていただいたらどうかなと思っています。

また、6 ページの「高齢者の力を活かす目標指向型ケアマネジメントの推進」というところがありますけれども、これを図るために、マニュアルの整備や研修ももちろん大事なのですけれども、実務上、地域包括支援センターやケアマネと生活支援コーディネーターが連携をしていくことが大事なのではないかと思っていますので、そのことについて触れてはどうかと思っています。

介護予防のケアマネジメントにつきましては、単にサービスを当てはめるだけではなく

て、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるようにインフォーマルなサービスや活動を含めてプランニングするということになっています。総合事業のガイドライン等にも生活支援コーディネーターのコーディネート機能として資源開発やネットワーク構築と並んでニーズと取組のマッチングというのが示されています。これまで生活支援コーディネーターについては資源開発やネットワークの構築に偏り過ぎていたという反省点はありますけれども、もう少し個別ケースの支援にも関わったほうがよくて、ニーズと取組、サービスのマッチング機能をしっかり果たしていくことがこれからは必要ではないかと思っています。

また、この生活支援コーディネーターについては、住民同士の助け合い活動、あるいは商店などによる宅配など、地域における小さな取組を日頃から把握しています。こうした情報については包括、あるいはケアマネはあまり把握していないと思っていますので、これらの情報を生活支援コーディネーターが包括やケアマネとしっかり共有して、必要な支援方針のプランニングを一緒に行う取組を進めたらどうかと思っています。

さらに、6ページの4つ目の丸「市町村による介護予防ケアマネジメントのデザイン」のところなのですが、介護予防ケアマネジメントの報酬について記されています。もともと介護予防ケアマネジメントについては手間の割に報酬が低いと聞いています。目標指向型のケアマネジメントを推進できるようめり張りをつけた報酬設定を行うと記載はされていますけれども、その報酬の水準について、しっかり手間に合った水準になるということを期待したいと思っています。

あと、工程表のところなのですが、生活支援体制整備事業の基準単価の見直しとここに記載されていますけれども、これがどうなっていくのかと思っていますので、その点を教えていただければと思います。

以上でございます。

○栗田座長 ありがとうございます。生活支援コーディネーターと協議体をしっかり活用できるようにしていくというのは大変大きなテーマの一つですけれども、これについていかがでしょうか。和田課長、いいですか。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 ありがとうございます。

まさにこの総合事業の強化と生活支援整備体制事業及び生活支援コーディネーターの強化ということはまさに軌を一として進めなければならない課題だと考えておりました、そのための方向性について各種中間整理に記載いただいたものだと思っています、それをさらに補強する御意見をいただいたと思っています。記載のほうを検討させていただきたいと思っています。

まさに生活支援コーディネーターの方の出自や置かれている場所におきまして、動き方も違っていると思っています、まさにいただいた御意見の中でマッチングまでできるようになればいいと思う反面、そこまでできているとすごいなという感想を持ったわけでございますけれども、そういったことを含めまして、また、その予算上の取扱いも含め

まして、中間整理をいただきましたら検討させていただきたいと思っております。

1点だけ、介護予防ケアマネジメントの報酬単価は、介護予防支援の報酬単価に鑑みて設定しているところですが、介護予防支援の報酬単価は介護給付費分科会の審議事項だと思いますけれども、それも含めまして方向性ということで御提示いただいているものと認識しております。

以上です。

○栗田座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

続きまして、江澤構成員、お願いいたします。

○江澤構成員 ありがとうございます。いろいろこれまでの皆さんの意見を反映して修正いただきましてありがとうございます。

その上で、ちょっと細かいことですがけれども、日本語的というか、文章がちょっと分かりにくいところがあるので申し上げたいと思います。まず1ページ目の下から3つ目の丸の赤いところですがけれども、この中に3～4行目から「それぞれ」が3回も出てくるので、これは第三者が見て分かりやすいということが大事なので、「それぞれの主体が」の後には次の「それぞれの」はもう要らないのかなと思ったり、それから、「地域の中で」の後の「それぞれの主体が」というのも、主語は1つだから、ないほうが文章的に分かりやすいのかなと思いました。それが日本語の問題で1点です。

2点目は、3ページの上から3つ目の丸も、3行目の地域包括ケアシステムの構築を進めることと地域づくりを進めることは内容的に同じなので、例えば市町村は地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、その後、地域づくりを進めるであれば分かるので、ここも日本語の工夫をしていただければと思います。

続きまして、4ページの先ほどの類型で、今回の議論はこれまでのA、B、Cにこだわらず、あるいは訪問と通所を組み合わせたり、弾力的な市町村の独自の取組もあっていいのではないかとということで議論していたと思いますから、そういったことが分かりやすいように、弾力的にいろいろな提供ができるということが分かるようにしたほうがいいかなと思いました。

それから、5ページの一番下の丸ですがけれども、ここは結構私も申し上げたところですが、市町村であれば、パートナーとして地区医師会や地域に市町村ごとの病院団体や老健団体もありますから、あるいは有識者、専門家もいらっしゃる中で、その辺りの医学的な知見や、これまでのいろいろな効果的であろうというノウハウをどうこの総合事業に付加するかというのが取組の質を上げるために重要であるので、そういったことがもし分かりにくいのであれば、分かるように表記したほうがいいかなと思いましたが、それから「職能団体や関係団体」というのが3行目にありますが、有識者や専門家もあるのでその後に「等」がついてもいいのかなという気もしたところがございます。

続きまして、7ページの一歩下の丸ですがけれども、丸の中の1ポツ目もちょっと日本語が分かりにくいので、「自立支援に適切につながっているか等」の後に、今のところ「効

果」というのは全く中身が分からないので、あるいは利用者の状態がどうなっているか分からないので、「実態を可視化するための検討を踏まえた上で、効果的な取組となるようなプロセス」であれば、日本語が通じるのかなと思っています。まだ効果というのが明らかになっておらず、訪問介護、通所介護の要支援1、2の方がどういったプログラム、あるいはプロセスの中でどのように推移していったのかというデータがないので、実態をまず可視化することが先で、その上で、効果はまだ分からないので、効果的な取組となるようなプロセスを適切に評価するというのであれば、理解はできるのではないかなと思います。

取りあえず以上でございます。ありがとうございます。

○栗田座長 ありがとうございます。5つほど、細かな文言に関する修正についての御意見だと思いますが、和田課長、何かございますか。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 御指摘を踏まえまして、表現ぶりにつきましてはまた座長とも御相談させていただいて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○栗田座長 そのようにさせていただきます。

それでは、三和構成員、どうぞ。

○三和構成員 市民の参加ということで、一生懸命やっています立場から申し上げたいと思います。2点あります。

一つは今の資料2の4ページの下の方なのですが、継続利用要介護者が利用可能なサービスの充実という中の2つ目で、住民主体のサービスによって云々と書いておりますが、ここで書かれておるように、住民コストが発生するということをどういうふうに具体的に表現していくか、具体的に全方向に徹底するかということです。だから、ここは補助金というほどの交付金ですが、このところをもっと明確にして、人件費や運営費など、いろいろあると思いますが、それから出来高払いなどもいろいろあると思いますが、この辺をこれからもっと明確にしてもらいたいなと思います。これは今後の動きに大きく影響すると思いますので、これは国の仕事かと思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいのが一点です。

それから2つ目は、その右側の5ページの一番上です。総合事業は、利用対象者が、事業対象者、要支援者、継続利用要介護者に限定されているという点でございます。令和2年に要介護者の総合事業利用は、継続利用者に限定することとしたという経過がありますけれども、要は住民が参加し、あるいは国がおっしゃっている多様な主体で事業者が入ってくる場合でも、全部採算性の問題が出てくるわけですね。そうすると、対象者が要支援だけでは高齢者全体の1割ぐらいにしかならないわけですね。だから、あと要介護の人がいて、やっ和高齢者全体の3割ぐらいになるわけですね。そうなると、一番手っ取り早いのは、サービス対象者を要支援プラス要介護、少なくとも要介護の中の在宅支援が多い1、2のところまで対象を広げたほうが、それだったらみんな担い手になろうかというふうに

出てくると思うのです。

現在は専門職の皆さん方の仕事では、ホームヘルパーも入れても完全に人手不足です。この人手をこのまま放っておいたら、住民は介護難民になってしまわないか。そうすると、介護難民にならないためには少なくとも生活支援というものについては、訪問介護など、いろいろ別にした専門職の活動以外のいわゆる生活支援に対するものは、少なくとも在宅でいる要支援・要介護というものに対してはきちんとすべきではないか。これは令和2年のときに継続利用要介護者に限定するという事になったと思うのですけれども、この間もう一回出ていましたけれども、なかなかこの話が進まないようではすけれども、手っ取り早く市民・住民・国民がこれを支えようかという話になると、今は担い手がいないのですから、その担い手をつくるためのNPO、あるいは事業所がやるわけですが、それに刺激を与えないとこの動きが進まない。このまま放っておいたら介護難民が絶対に出てきます。えげつないことを言いますが、そういうところでこのところをよく考えてやってもらいたいと思います。

特に今回、これをわざわざ書いていただいて、今の対象が限定されているところに対してどういうふうモデルをつくるかということですが、対象は決められているのにそのモデルをつくるといっても無理です。だから、そこはもう少し対象者の拡大をすれば、みんなその気になってくると思うのですね。もう知らんわと言うのではなくて、この辺を私は強く申し上げたいのです。

こんなことを今言うのはおかしいですけれども、これから検討していただくのにそういうところを踏まえて検討してもらったらと。だから、私は在宅支援されている方に対する支援が国の地域ケア会議のポイントだと思いますから、施設までどうのこうのしろとは言っていないわけですね。だから、そこに対するものは少なくとも要支援の1、2ぐらいまでが補助金対象になるよと。2つのものを合わせると高齢者全体の3割ぐらいになりますから、そうすると残り7割が自立の人に応援する。これは経営の問題として当然高齢者を対象にしてやるわけですから、それはいいわけです。1割の交付金と3割の交付金とは大きく違います。経営がしんどいです。だから、3割だったらよしやってみようかという人が物すごく増えてくると思うのですね。その辺を刺激するように、全体の費用の予算の問題はそう大した金額ではないと思いますから、それにば一んと刺激を出すような提案を今後検討いただきたいなと思いますので、えらい2つを強行しましたが、ひとつよろしくお願いたします。

以上です。

○栗田座長 なるほど。今後のことということで2つ御意見をいただいたのですけれども、一つは住民コストの発生に対する具体的な対応みたいなことで、それからもう一つは継続利用要介護者に限定というところを考えておく必要があるということで、その2点についていかがでしょうか、和田課長。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 ありがとうございます。

まず、前段のほうは今後の事業執行に当たりましてどのような示し方ができますとか、まさにここで示された方策も含めて検討させていただきたいと思っております。

2点目のほうは制度的なことにも関わることだと考えております。まず、この検討会におきましてはまさにこの総合事業の位置づけ方、高齢者の主体の参画の在り方ということと、まさに御本人の選択の観点ということを中心にまとめさせていただきまして、それが重要であり、まさに早い段階から地域と関わっていく在り方が最も重要であるということをお示しいただいていると考えております。これを踏まえまして、制度的対応については今回、取りまとめをいただいた上でまた介護保険部会に御報告させていただいた上で検討させていただきたいと思っておりますけれども、何としても御本人の選択の観点ということが最も重要なのではないかと考えるところでございます。

以上です。

○栗田座長 2点とも大変重要な御意見だと思います。ありがとうございます。

続いて、石田構成員、お願いいたします。

○石田構成員 ありがとうございます。

今回、お示しいただいた中間まとめにおいて、先ほど何人かの構成員の方からも御発言がありましたけれども、今回の中間整理の案で、これまでの総合事業とこれから想定している総合事業では大きく転換が図られるのだという、ある意味ではフルモデルチェンジなのだところのアピールというのは非常に重要ではないか。数年間、総合事業という形で市町村にいろいろな形で事業を展開してもらっているわけですから、その中身というのが相当程度ずっとあると思うのですね。

ではなくて、総合事業というのは今後に向けてもっと違う形で、3ページぐらいからありましたように、高齢者目線に立ったサービスであると、まずは主体が高齢者であるという視点で、介護事業を展開する市町村の立場ではなく、そこに暮らす高齢者の方々の生活というのがまず基盤に置かれていて、それを基にして総合事業が展開されているという発想の転換みたいなものが強くアピールされていかないと、市町村や実施主体にしてみれば、その辺が戸惑われる、一番この総合事業にとってなかなか進んでいかなかったところのネックになっているところで、また今回こうやって出されたけれども、これはどうなのだよというところで二の足を踏まれたりというところがあるので、これまでとは違う、ある意味では一新されたようなイメージを持っていただくということがまずすごく大事なのではないかなと思っております。

その対象となる高齢者というのは大変元気で地域で生活していらっしゃる方から、例えば介護を必要として、そういうサービスも受けて、全部グラデーションで全部そこがあるのだということがまず大事だと思うのですね。そうでないと、要支援の方とか、ついそういうことで限定的なイメージしか出てこないと思うので、それはすごく大事なことではないかなと思っております。

3ページの中で移動・外出支援というのが特別にピックアップされたりもしております

けれども、これは元気で生活していらっしゃる方々の生活を支えるすごく重要なサービスですけれども、なかなかこれがこれまで総合事業の中で全然連動していないところもあったので、この辺の指摘も、じゃあどうするかというところはこれからの課題として置いておいても重要な指摘だったのではないかなとは思っております。

4 ページ以降で、結局はこれを市町村が展開していくときに、国がまずこの支援パッケージを活用してこういう具体的な方策がありますよであるとか、総合事業のガイドラインみたいなものを具体的に示して、まずは国が指導する形で市町村に理解していただくという姿勢はすごく重要になってくるし、これがとても大事なことになるかなと思います。

5 ページ以降で介護予防ケアマネジメントというところがあって、今回、目標指向型マネジメントという文言が幾つか繰り返されていて、これは非常に重要なことで、これはむしろ元気でまだ介護の認定も受けていられない方たちも想定したところも含めてこのケアマネジメントというのは大事だと思うのですけれども、これだと、これまでやってきた介護予防マネジメントの発想を相当大きく転換した、もっと幅広いものでやっていく必要があるので、この辺についても例えば地域包括のスタッフの方々なども発想の転換というか、対応の大転換みたいなことを改めて学び直していただく、体制を固め直していただくということがとても重要なのかなと。ただ、この目標指向型ケアマネジメントというのは非常に重要なコンセプトではないかなとは思っております。

最後の7 ページで、今後、計画をどのようにしていくかという方向性が出されておまして、これも非常に重要な4つの観点が出されていて、今後、具体的な評価指標も項目を検討してやっていくということで、この取りまとめの内容については理解するのですけれども、最後にお示しいただいた今後の展開スケジュールで、今、この中間整理で出されたこの内容について、次期第9期が始まる前の1月から3月の3か月間でここに提示されていることの具体的な内容というのが何らかの形で、例えば図で示されるといったことが予定されていると理解していいのか、それともそれはこの第9期の中で現場の皆さんのいろいろな御意見を踏まえつつ、そこの中でもう一度もみ直して、第9期の終わりまでに一応の形をつくり上げるというスケジュールと理解するのか、ちょっとそこを教えてくださいなと思って、これは質問としてよろしく願いいたします。

○栗田座長 ありがとうございます。御意見と質問をいただきました。

では、どうぞ。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 ありがとうございます。

まさにこの総合事業の在り方を一からどう考えるかという視点でこの5回にわたる検討をいただきまして、まさにその本質に立ち返った御議論をいただいた上で取りまとめいただいたものと考えております。御意見につきましてはまさにおっしゃるとおりだと思いますので、それを実施できるようにやってまいりたいと考えているところでございます。

御質問にあったところですが、まさに今後の工程を具体化するために、第4回から第5回にかけてまして工程表というものの案を作成させていただいて、御提示をさせていただ

ているところでございます。本日の議論の対象ではございますけれども、この第8期の残りの3か月でできることも、まさにこの中間整理をいただきまして、少し制度的な対応として基準・告示改正、ガイドラインの改正等も発生してまいりますので、その中でできる限りお示しをしていきたいと考えておりますことと、さらにそのような個別市町村が参考とできるような具体例をまとめました地域づくり戦略というのが過去にもありましたけれども、その改訂ということも考えておるということをこの工程表の中にお示しさせていただいております。全てをできるわけではございませんので、まず8期の中でできることと、さらにそれを踏まえて9期で進めていくこととは分かれてくると思いますが、この工程表の中でも御指摘いただいたことは一定程度はお示しさせていただいているかなと考えているところでございます。

お答えでございます。以上です。

○栗田座長 ありがとうございます。

今、石田構成員がおっしゃった前段のフルモデルチェンジなのだという視点というのはこの検討会の総意だと思いますので、ぜひこの点が明示されるような書きぶりをお願いできればと思います。

では、堀田構成員からどうぞ。

○堀田構成員 前回欠席したので、細かい点も含めて何点かお伝えしたいと思います。資料2で順番に申し上げます。

まず、1ページ目ですけれども、2つ目の小見出しで総合事業で地域の力を組み合わせるとなっているのですが、今回の趣旨を踏まえると、文中にある市町村が中心となり地域の力を組み合わせるなどに変更していただいてもよいのではないかと思います。これは先ほど高橋構成員がおっしゃっていた、本文の中にはコーディネーターなどを書き込んでいただくという前提で、小見出しのほうはそうしてもよいのではないかと思います。

それから2ページ目ですけれども、ここは日本語としてどうかというレベルのところですが、上から2つ目の丸の赤字の2行目なのですけれども、「地域包括ケアシステムにおける自助・互助・共助・公助の仕組みのつながり」と書かれているのですが、少なくとも共助・公助は仕組みといってもおかしくないのですけれども、特に自助というのが仕組みにかかるのがちょっと気持ちが悪いところがありますので、「地域包括ケアシステムにおける自助・互助・共助・公助のつながりの」としてしまうのか、「枠組みの」くらいにするのか、少なくとも自助・互助・共助・公助の全部を仕組みが受けるという形は少し違和感があるので、調整いただいたほうがいいかなと思います。

次に、3ページ目ですけれども、上から3つ目の丸の4行目のところです。これは「地域づくりを進めるための具体的な手法について検討」となっていますが、様々な具体的な手法の事例を収集するということと、必要に応じて新たな手法を開発するということと、それぞれの手法、あるいは事例についてデータを収集したり分析するといったエビデンスの蓄積についても少し書き加えていただけたほうがよいのではないかなと思います。

次に、4ページですけれども、上から2つ目の丸で、全体のこの総合事業との連動というのは極めて重要だと思っていて、今から申し上げることはどちらかという細かいことかもしれないのですけれども、最初の2行の「こうした例示を総合事業に反映する際、地域の高齢者にどのような生活課題があるか、地域住民が実際にその解決のためにどのような活動をしているのかを把握」というのは、これはこれで重要なのですけれども、様々な事業で「課題とその解決」という文脈だけでなく、関心とかやってみたいといったことに基づく活動ということがあって、この文章だけだと課題とその解決という対応関係しか見えないということがあるので、必ずしも課題の解決のための活動ではなくて、関心に即して活動していることが結果的に課題の解決につながるということもあるので、少し文章を調整していただけたほうがよいのではないかなと思いました。

次が5ページです。丸の下から3つ目のところで、「併せて」から始まるところです。ここで最後のところなのですけれども、これ自体はもちろん賛成で、活動を評価するなどの検討が必要であるとなっているのですが、ここについて評価の考え方や手法についても検討が必要ということをも明記していただきたいなと思っています。これは総合事業にかかわらず、地域づくりに関わる様々な取組の評価というのは極めて難しいものがあって、やはり一つ一つのことが生もののような感じで地域の生態系全体に影響を及ぼして、どこからどこまでがそのことの影響の範囲かというのを限定するのも難しいですし、必ずしも期間としてすぐに効果が見えるものと、見えにくいものとあったり、上がったたり下がったり変化していくというものもあるので、全体の評価の枠組みをどう考えるのかであるとか、その中で量的に評価することが適切なものと、質的に評価することが適切なもの、それから期間を限定すると難しいとか、いろいろな観点があるので、今、ごちゃごちゃ申し上げたことはいいのですけれども、この文章の中では評価の考え方や手法ということは書き込んでいただけたほうが良いなと思っています。

それから、最後が7ページの最後のところです。非常に重要な点が増えられたと認識しているのですが、さらに少し加えていただきたいなと思っていますのが、この検討会の大分前の段階のところで様々な評価指標、KPIみたいなものだったり、インセンティブ交付金など、いろいろな項目が挙がっているということが、逆に市町村による自由な試行錯誤であったり創意工夫の妨げになってしまっていて、その項目に何とか対応しなければという発想になってしまうことが少なからずあるということも挙がっていたと思います。そういうことを踏まえたと、文言としては「評価指標の項目の検討に当たっては」を受けるとすると、その中身だけではなくて柔軟な運用についても検討する必要があるということの一つ書き込んでいただければと思います。

あわせて、一番下の行なのですけれども、評価指標を定めることが地域住民の主体的な活動を阻害することのないようであり、これはこれで重要だと思っているのですが、書き加えていただきたいこととして、「評価指標を定めることが」の後に、これはさんざん強調している、市町村がコーディネーターさんなどの様々な関係者と一緒にそれぞれの事業

デザインを地域の文脈に合わせて検討するという事になっていると思いますので、市町村の自由な事業デザインなりなんなりという、住民はもろんなのですけれども、それぞれの市町村が降ってきたものに対応するのではなくて、自分たちの地域の関係者との事業デザインを進めていくということに阻害しないように、そのこと自体を阻害しないようにということも一言入れていただいたほうがよいのではないかなと思います。ですので、市町村のことも阻害しないということと、それと関連していますけれども、柔軟な運用ということも書き込んでいただきたいと思います。

以上です。

○栗田座長 ありがとうございます。数えて7点ほどあったような感じがいたします。

全部に回答できるかどうかあれなのですけれども、最初のところだけ聞き漏らしてしまったのですが、総合事業で地域の力を組み合わせるといっても、市町村の何でしたか。

○堀田構成員 文言にある市町村が中心となり、地域の力を組み合わせるとかのほうがいいかなと。

○栗田座長 なるほど、分かりました。もう少し広く捉えたほうがいいたろうということですね。

全体として、和田課長、いかがでしょう。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 ありがとうございます。まさに重要な御指摘をいただいたとっておりますので、文言は座長と検討させていただきたいとっておりますが、その中でも特に2点、重要な御指摘をいただいたとっております。まさに総合事業は自由な事業でございますので、市町村のデザインをということをお願いしておりますけれども、まだ少し課題解決型と書いてあったという重要な御指摘をいただいたとっております。まさに今後は高齢者の方々、総合事業の対象の方々が行きたいと思えるような事業をつくっていくという観点は非常に重要だと思っておりますので、ぜひそういう観点は加えさせていただきたいと思っております。

それが一点と、2点目は、これも堀田先生には初回からもそのようなプレゼンをいただいております。市町村のトライアンドエラーをぜひ応援していくような形でということで、これがまたKPIの設定と評価のサイクルということと両立させるのは非常に難しいなと思っておるところでございますし、まさにその手法の検討ということをまずいただきましたので、そう書かせていただいた上で、我々もトライアンドエラーも含めて応援していけるようにうまく考えていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○栗田座長 ありがとうございます。確かに「仕組み」という文言はないほうがいいですね。

それから、確かにおっしゃったように、具体的な事例でエビデンスを構築していくようなことがあったほうがいいですね。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

逢坂構成員、どうぞ。

○逢坂構成員 まず、資料1のイメージ図でいろいろ意見を反映して変えていただきました。ありがとうございます。とても市町村が上から目線ではないという表現になったかと思いました。ありがとうございます。

今回、かなり市町村が中心となりという総合事業で、身の引き締まる思いですが、ちょっと今日は市町村として私1人なので、代表してではないですけれども、資料2の7ページ目の計画のところ、それぞれ保険者として3年に1度事業計画を立てるとはいえ、よく言われる、ここにも書かれています2025年以降の人口動態に関して市町村があまりにもイメージできていないので、計画のときに人口推計でどういう介護認定の人たちが増えるかと書いているにもかかわらず、そこに対応できる介護人材が確保できるのかどうか。これが国は大きな数字で出す、都道府県も大きな数字で出す、だけれども、市町村が出せていない。市町村ごとの本当にごくとした数しか出せないのは当然ですけれども、その数字が今の有資格者による介護人材だけでは将来的に到底支えられないという市町村がほとんどだと思います。その不足部分をどう解決していくのか、どう支えていくのか、自立になる人には自立になっていただく、足りない部分が多様なサービス等を充実させていくのかというところにつながると思うのですが、先ほど皆さんがおっしゃった住民主体のサービスの充実にしても、どういう展開を、どういう補助を出すのかというところも全て各市町村が中心となって総合事業をデザインしていく、プロデュースしていく上での大前提が、将来の高齢者においてもどう支えるか。ですので、7ページ目の3つ目の丸に書かれていますように、今の高齢者が日常生活を送ることができる地域づくりだけではなく、将来においての高齢者も困ることなく、今のうちに地域を総合事業という手段を使いながらどのように充実させていくのかというところをもう少し書き加えていただければと思います。

あと、先ほど出ていました生活支援コーディネーターさんについて、ちょっと見返しまして、コーディネーターがつくられた当時の厚労省からの通知文なりイメージ図には総合事業の多様なサービスを充実させるために生活支援コーディネーターなるものを配置すると書かれているにもかかわらず、多くの自治体でのSCさんは、地域の課題を地域に聞きに行ってしまうと、総合事業の対象者の課題、先ほどありましたようなケアマネジメント、あるいは予防支援など、地域ケア会議で多数の課題が出ているにもかかわらず、ここについて真っ向から解決手段を生み出そうとしないように感じられます。地域の方々に今の困りごとを聞くのも悪くはないと思うのですが、それをしているばかりでは総合事業における地域の課題の解決には結びつかない。これはこの場ではないのかもしれないですけれども、書き加えていただければと思います。

以上です。

○栗田座長 ありがとうございます。2点いただきまして、一つは将来の実態についての分析をまずきちんとすべきだということですね。それからもう一つはおっしゃるとおり

でございます、これはこの会議でも何回も出てきましたけれども、この生活支援体制整備事業のそもそもの生い立ちから、本来は総合事業のための資源を創り出していくということだったのだけれども、ここができていないということについてもう少しきちんと書く必要があるのではないかとということです。

2点、いかがでしょうか。

○和田認知症施策・地域介護推進課長　まとめていただいたとおりで、特段付け加えさせていただくことはございません。検討させていただきます。

○栗田座長　ありがとうございます。

柳構成員、どうぞ。

○柳構成員　このタイミングで言うのがいいのか分からないのですが、一応県の職員は私だけなのですけれども、この報告書というか、まず資料2に県がほとんど出てなくて、唯一資料1の7ページのところに小さくの上のほうに都道府県、下のほうに都道府県で生活体制整備事業のプラットフォームの構築と書いてありますので、これぐらい都道府県が当てにされていないのかという問題もあるのですけれども、実際に間に挟まって国のおっしゃることを伝えているだけの都道府県が多いように思いますけれども、データを見ると、都道府県格差も相当ある。例えば介護保険料あったり、サービス提供の体制なども北海道、東北、沖縄、あるいは九州で実は相当地域の差があるのですよ。

ところが、実際には難しいのですけれども、都道府県が国のおっしゃることを自分のところの県の市町に押しつけるのではなく、自分のところの都道府県全体としての課題、問題点を考えて市町村の主体的な活動というものを支援する、場合によったら喧嘩はしないでもいいですけれども、国と十分ディスカッションしていただきながら、うちの県の戦略としてはこういうふうに進めるのだということをしていかないと、国からいろいろな形で支援をしていただいても、全国1700市町村、介護保険の保険者で言うと1500ほどあると思いますが、国の単位で全自治体が同じ方向に向かっていくのはなかなか難しいと思うので、都道府県の立ち位置として自分のところの県の分析をしっかりとやる中で、市町村の主体的な活動をしっかりとサポートしながら自分のところの県の介護保険財政をしっかりとマネジメントしていく役割がなければ、あくまで国からおっしゃっていたことを市町村に伝える、インセンティブが与えられているものについてただそれを守るように伝えるような伝言者では意味がないので、やはり県のレベルで自分の県の課題をちゃんと分析して、市町村の主体性のある活動をしっかりと支援していくという位置づけはせめてどこかに最後のほうで括弧付でもいいですが、書いていただかないと、「都道府県は介護保険で要らないのよね」みたいな印象をこの中間報告から受けるので、一行もないのはさすがに県の職員なので責任を感じていますので、ちょっと県頑張れと書いていただくのも大事なかなと思います。

そのときに本当に大事なのは、市町村の考える主体的な活動を阻害しないで、ちゃんとそれを育てていくという視点を国としても都道府県に求めていただくのがありがたいなと思っております。

○栗田座長 これは本当にもっともな意見でありまして、あまりにももっとも過ぎたから書かなかったのかもしれないのですけれども、これはぜひ和田課長、よろしく願いいたします。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 ありがとうございます。これも柳先生が御承知のとおりといいますか、我々もこの総合事業活性化の加速化事業でいろいろ回っておりますけれども、そういう意味では我々も厚生局の役割も強化しておりますけれども、何といたしても入ってみて一番いいのは厚生局と県が主導的に地域包括ケアを全体的に見ているところは底上げも含めて格段にできているということは我々も実感として持っております。

記述はちょっと検討させていただきまして、御指導のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○栗田座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。

堀田構成員からどうぞ。

○堀田構成員 今の点を書き加えていただければ、5ページの「市町村がアレンジできるよう多様なサービスモデルを提示」のところに「このため国は」とあるのですけれども、これが実際にやれるように応援するという形でも都道府県がちゃんと機能していただけるということは重要なことだと思いますので、最後の4のところに入れていただくこともありかなと思います。この5ページでまず都道府県と挙げていただくのもありかなと思います。

あと、その次のところの「地域の多様な主体が参画しやすくする枠組み」の一つ目の丸にも「国や都道府県に」というふうに「プラットフォームを構築し」と書いてあって、これはほかの民間や産業との接続という意味合いで書かれていると思いますが、何かこれだけで読み手が意味が分かるかどうか若干分からないところもあるので、この都道府県というところをどこかにまとめるのだとすると、少しこのところにも触れていただいたほうがいいのかなという感じがしました。

以上です。

○栗田座長 ありがとうございます。

では、これはよろしく願いいたします。

清水構成員、どうぞ。

○清水構成員 全体の中で、特に住民の活動という視点から、改めて補足で申させていたきたいと思います。

今回のこの見直しに当たりましては、先ほど来御意見も出ましたけれども、高齢者の人々の生活をしっかり支えるという点を明確に打ち出していこうということでした。その背景は、従前相当サービスが結果としてそのままほぼ残っているところをいかに幅広い支え合いの仕組みをつくるかということで多様な主体ということに広がってきているかと思えます。

今回の基本的な考え方の案の中で、その多様な主体をしっかりと意識して方向性が打ち出され、改めてその方向が必要かと思っておりますし、資料2の1ページ目、3つ目の丸のところで、総動員を組み合わせるとしていただいた点も賛同いたします。けれども、多様な主体というところが地域住民も含めたものなのか、あるいはそうではないのか全体の中で読んでいて混乱、あるいは誤解をする箇所があると感じました。

逆に言えば、そこは混乱しないように打ち出していただけたらと思っております。もともと今回の介護保険見直しに関する意見の介護保険部会は、ずっと出していただいております参考資料のほうですが、3ページ目の見直しに関する意見の「おわりに」にありますとおり、地域住民の主体的な参画が欠かせないというのが大前提なのです。ですので、総合事業がなかなかうまくいかない背景はもちろんいろいろありますが、多様な主体というところをいかに広く巻き込んでいくのか、その中でさらに特に地域で住民の皆さん御自身が自分ごととして広く支え合うことが不可避なのだと。つまりそれは人材難、財政難ということだけではなくて、まさに総合事業が目指す御本人の生きがい、社会参加によりこの総合事業を進めることによって、しっかり地域の住民の皆さんが、高齢者の方々の生活を幅広く支えるという役割を持つということだと考えます。1ページ目のIの③の地域の力を組み合わせるというところは、そのところをより改めて強く大前提として打ち出していきたいと思っております。

幅広くいろいろな仕組みがあることは非常に重要ですが、それと併せて一緒に地域の住民の皆さんが主体的な参画をすることが欠かせないのだと、それが非常に大事なのだということをしかりと改めて伝えていく必要があるのかなと思っております。その点で御意見も出ていますが、生活支援コーディネーター、あるいは協議体の役割もしかりとこの中に入れていただけるとよいと思ったところです。

飛びまして、資料2の4ページ目です。これまでの御意見を踏まえてですが、4ページ目の一番上の丸です。「高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど」となっております。類型なのか、あるいは事業の考え方なのか、何らかの具体的な例示をされるときに、高齢者が担い手となって関わる活動にも、生きがい就労であってもいわゆる就労そのものとして関わる場合と、地域の活動、互助として関わる場合があり、これはお話にも出ましたが、評価の考え方から全く変わってきます。ですので、ここのところは何らか具体的にお示しされるのであれば、地域の主体的な住民の皆さんの活動というのはそもそも補助でやるべき自主独立的な活動ですので、その点を明確に分かるような類型、あるいはモデルをお示ししたいと思っております。いろいろなサービスBが進まない背景の一つが、住民の活動は自主的なものであるということが軽視されている部分が多くあり、一方で地域の活動者の方は非常にそれによって活動しづらいということがございますので、この類型のところ、あるいはモデルのところも改めて配慮していただきたいと思う次第です。

5ページ目のところ、今、御意見が出ましたまさに都道府県の役割も簡潔でもいいので

お示しいただけたらと思いました。3番の「国は」とある次に、例えば都道府県は、やはりその県内の様々な市町村さんの情報をしっかり取って、進んでいない、あるいはより先に進もうとするところに他県の様々な動きもしっかり情報を取りながら伝えていくというある意味非常に重要な役割がありますので、都道府県さんの情報提供を含めた支援というのは明確に打ち出していただけたらどうかと思う次第です。

そのページの下から3つ目の丸、「併せて、生活支援体制整備事業の活性化を図るため」というところの評価もまさに様々な考え方がありますので、申しましたような互助のところを慎重に配慮いただきたいし、文言も入れていただきたいと思っております。それと併せまして、その前行にあります地域住民の活動と多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するとなっておりますが、この文章で見ますと、多様な主体の活動というのは地域住民の活動以外とも読めます。地域の皆様の活動が他の多様な主体の活動とつながっていないと逆に評価されないと読み取られることにもなりかねません。つながること自体は非常に効果的で意味があるかと思えますけれども、まず言葉の整理として、多様な主体ということであれば、地域住民の活動と、例えばほかの多様な主体の活動と入れていただく。そして、今、御意見のありました評価の考え方、手法の点も具体的にに入れていただきたいと思う次第です。

同じく、その次の下の赤字を追加していただいたところですが、事業内容の検討を行うことが求められるとなっております。冒頭ページでまさにそれぞれの主体がそれぞれの独自性で共創をと打ち出されており、住民活動の自主的な発展を阻害するようなことのないように最後にもしっかり書いてくださっているのは大変ありがたく思いますけれども、専門的な知見を有する職能団体や関係団体と多様な主体が連携しながら事業の内容の検討を行うことが求められるという箇所は、地域の様々なインフォーマルな活動がこの総合事業を活用しようと思ったときに、逆に物すごくハードルが高くなってしまっているのではないかと。ここはそうした趣旨ではないということが分かるようにしていただきたいと思えます。

また、今回、移動につきましては改めて具体的に記載いただきましたことをありがたく思っております。御承知のとおり、地域の活動でも、生活支援と併せて様々な活動、移動も含めた取組がよりニーズ高く広がってきておりますので、そうした住民活動をしっかり総合事業で支えられるような枠組みをぜひ考えていただきたいと思う次第です。

以上です。

○栗田座長 ありがとうございます。5点ほど御意見をいただきました。

最初のところは多様な主体の話ですけれども、ここには「高齢者を含む多世代の地域住民、地域運営組織、NPO、民間企業などの多様な主体」と書かれており、一応住民が入っている。

○清水構成員 そうですね、ここの文言自体を否定するものでは全くありません。様々なみんなで頑張ろうというのは構わないですし、それは非常に重要なことだと思いますけれども、地域住民がしっかり主体的に参加することが大事なのだということ具体的にこの

文章の中に入れていただくことが必要ではないかと思う次第です。

○栗田座長 分かりました。ありがとうございます。

では、その5点について、またよろしく御検討いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。御意見はございませんでしょうか。ほぼ1.5巡ぐらいしたかと思しますので、よろしいでしょうか。

それでは、私から1点だけ、この会の中でも何回か自立とは何かという話が出てきたので、一応確認ということなのですけれども、これは実は介護保険部会の菊池部会長の社会保障法の教科書にも書いてあることですのでけれども、自立というのは公的・社会的支援を利用しながらも行為主体として独立していること、と書いてありますので、いろいろな支援を使いながらも独立していること、あるいは主体的に自由に暮らし方を選択できることということかと思われます。決して要介護状態にならない、要介護認定を受けないという意味ではないということを確認しておければと思っております。ありがとうございます。

それでは、皆様から一通り御意見をいただきましたので、文言に対する修正意見等につきましてはの取扱いは私どもに御一任いただければと思います。修正した場合は後日、その修正版を皆様にお送りし、確認をいただいた上で厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、介護保険部会に報告させていただくこととさせていただきます。

皆様、その方向でよろしいでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○栗田座長 ありがとうございます。

本検討会の構成員の皆様には活発な御議論をいただき、事務局にもこの中間整理の原案作成などに御協力いただき、大変感謝しております。ありがとうございました。

どうぞ。

○三和構成員 介護保険部会に報告されるのはいつですか。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 まだ日程は出ておりませんが、12月上旬を予定にこれを取りまとめいただいて、まとめさせていただいた上で12月上旬には御報告させていただけることなるのではないかと考えております。

○三和構成員 ということは、私は書いてうちの市長にも言わないといけないのですけれども、スケジュールはどうなのだとおっしゃるので、12月上旬ということでもいいですか。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 その方向で調整を進めさせていただきます。まだ確定はしておりません。恐縮です。

○三和構成員 今日、いろいろ検討したものが修正した上で出されると理解してよろしいですね。分かりました。

○栗田座長 この総合事業の充実という論点が多岐にわたる分野について、4月の立上げから半年間、5回にわたり議論を進めまして、今後の方向性について何とか取りまとめることができたかと思えます。改めて皆さんに御礼申し上げます。

それでは、ここで和田課長から一言御挨拶をお願いいたします。

○和田認知症施策・地域介護推進課長 ありがとうございます。

本来、老健局長の間より最後の御挨拶を申し上げるべきところ、ほかの公務が重なりまして、本人からも本当に申し訳ございませんということも預かっております。

栗田座長をはじめまして、構成員の皆様方には半年間にわたりまして大変精力的に御検討いただきまして、これからの総合事業の充実の方向性につきましてお示しいただきましたこと、本当にありがとうございます。

この検討会でおまとめいただきましたこの中間整理と工程表につきまして、先ほども御答弁いたしました。社会保障審議会介護保険部会に御報告をさせていただきたいと思っております。その上で、中間整理や工程表でお示しいただきました取組をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

改めまして、栗田座長をはじめまして構成員の皆様方に御尽力いただきましたことに重ねて御礼を申し上げたいと思います。それと同時に今後とも御支援のほど、引き続きお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○栗田座長 ありがとうございます。

今後、私どもの作成しましたこの中間整理が活用されて、具体的な取組が進むよう、大いに期待しております。

それでは、これにて閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。